

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針

レベル	授業（講義・実験・実習）	研究活動	会議・委員会	学生のサークル等活動	事務体制
1 （制限小）  〔感染未確認期〕	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・研究室の感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり行う。
2 （制限中）  〔感染確認期〕	・遠隔授業を実施（情報処理実習室等での遠隔授業の受講は認める。） ・感染拡大防止措置を講じた上で、対面授業を実施する。	・研究活動は継続できるが、研究室の感染拡大防止措置を講じた上で、出来る限り短時間で実施する。	・会議等は感染拡大防止措置を講じた上で実施するが、必要に応じて書面決議等により実施する。	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり行う。 ・時差出勤及び在宅勤務を行う。
3 （制限大）  〔感染拡大傾向期〕	・遠隔授業を実施（情報処理実習室等での遠隔授業の受講は認める。） ・感染拡大防止措置を講じた上で、食健康環境学専攻の実験・実習を実施する。	・研究活動は継続できるが、研究室の感染拡大防止措置を講じた上で、必要最低限の人数かつ短時間で実施する。	・会議等は必要最小限とし、必要に応じて書面決議等により実施する。	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止	・感染拡大防止措置を講じた上で行う。 ・時差出勤及び在宅勤務を積極的に行う。
4 （原則停止）  〔感染拡大警戒期〕	・遠隔授業のみ実施する。（全ての実験・実習は中止する。） ・学部学生及び大学院生は登校禁止とする。	・研究中止により著しい損失が生じる場合又は研究機器等の維持が必要な場合に限り、学部長の承認を得た者のみ、短時間、研究室等に入室できる。	・原則として中止又は延期とするが、大学運営上必要な会議等は、書面決議等により実施する。	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止	・原則として在宅勤務を行う。 ・大学機能を最低限維持するための業務は行う。

学生又は教員に感染者が発生し、発症 2 日前以降に大学内に入構していたケース

（学校閉鎖） 学生又は教員が感染者と診断された日から 2 週間、学校を閉鎖する。	・全ての授業（実験・実習含む。）を中止する。 ・学部学生及び大学院生は登校禁止とする。	・研究機器等の維持が必要な場合に限り、学部長の承認を得た者のみ、短時間、研究室等に入室できる。	・大学運営上必要な会議等のみ、書面決議等により実施する。	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止	・在宅勤務を行う。 ・大学機能を最低限維持するための業務を必要最小限の人数で行う。
---	--	---	------------------------------	--------------------------	--

※ 1. レベル欄の「感染未確認期」、「感染確認期」、「感染拡大傾向期」及び「感染拡大警戒期」は、熊本県新型コロナウイルス地域区分基準による。

※ 2. 対応指針は、新型コロナウイルス感染の状況等に応じて、適宜、見直す。